
*
* 令和 4 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和4年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年6月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年6月10日 午後 1時24分 開会
3. 令和4年6月10日 午後 2時38分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	欠	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	出	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	欠	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	内 田 弘 樹				
次 長	中 藤 宏 和				
書 記	三 宅 秀 生				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 許 可
		第8号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
		農用地利用集積計画の決定について 6件 決 定
8		署 名 委 員
		14番 小 林 三十二
		15番 中 家 泰 雄
9		議 事 の 内 容
		令和4年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録
		令和4年6月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 15 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 4 年度第 3 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。14 番小林委員と 15 番中家委員を指名いたします。それでは、「議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題いたします。2 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 7 号 2 番朗読説明 － 2 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 3, 194 m²です。譲受人の通作距離は、0.9 km 以内、耕作面積は 44, 628 m²。家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 10 a 当たり 10 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、3 ページ及び 4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 前崎委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請農地について、自宅から遠い方の農地については人参とか玉葱を作付されております。自宅の近くの農地については、その隣の自己所有の農地と併せてぶどう棚が設置されております。これまでは農業委員会を通して貸し借りをしていましたが、この度正式に売買となりました。譲渡人が町内会を出ていくことになり、譲受人に買って欲しいという申し出がありこういうことになりました。何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、2 番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次に 3 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 7 号 3 番朗読説明 － 3 番は、譲受人が、譲受人と同一住所の譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。ちなみに両者は親子です。申請農地は、田 7 筆 5, 114 m²と、畑 1 筆 409 m²、計 8 筆 5, 523 m²です。譲受人の通作距離は、0.3 km 以内、耕作面積は 0 m²。家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件について、申請農地について現地調査をしましたが、全て実際に耕作を行っていることを確認しました。無償での贈与ということですが、譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、生前贈与するものです。何ら問題ないものと考えます。ご審議

議 長	よろしくお願いいたします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 次に4番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第7号4番朗読説明 － 4番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆308㎡です。譲受人の通作距離は、0km以内、耕作面積は749㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は10a当たり6万6千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件の内容についてですが、譲渡人の家系は代々、下日名の地主であり持たれている農地が多いということがあります。譲受人の家の隣の畑についても譲渡人の名義になっていますが、今まで無償で譲受人が草刈り等の管理をしてきていました。譲渡人は現地の本宅から転居されており、70年以上も本宅は空き家の状況でした。この度、譲渡人が実家の周辺の農地を売りたいということで、譲受人の家の隣の畑については譲受人に売却したいという話になったものです。現地については、現在草が生えている様子もなくきれいに管理されておりました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第8号3番朗読説明 － 3番は、転用者が、申請農地を墓地に転用する案件です。この案件につきましては、申請農地の相続登記を行っていない状態での申請であります。相続関係の確認のため戸籍の提出を求め、相続人が申請者のみであることを確認しております。申請農地は、畑1筆12㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、墓地1区画12㎡です。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法

議 長 小見山委員	が該当しますが、許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件については、元々の墓地が不便なところでありまして、自分の自宅の横の畑を墓地にして、墓参りしやすいようにしようというものです。何ら周囲への影響は無いと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。7番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第9号7番朗読説明 － 7番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、進入路、資材置場及び露天駐車場用地に転用するものです。申請農地は、畑2筆600㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当たりの価格は、83万3千円です。施設の概要としては、進入路223㎡、資材置場120㎡、駐車場247㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、6月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、8ページ及び9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件の譲渡人は、議案第7号4番の譲渡人と同一人物であります。9ページをご覧ください。申請農地に囲まれた地番が元々譲渡人の本宅があった場所です。本宅については既に解体が終了しております。この度、その周辺の農地についても、売るというものです。ご審議よろしく願いいたします。
議 長 西村委員 中藤次長 西村委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 申請農地に隣接している小さな2筆の土地の地目は何ですか。 2筆ともに高梁市の公衆用道路となっております。 この土地が含まれないのか、全体面積が一致しているか気になっただけです。良く分かりました。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。

議 長 三宅書記	続きまして、「議案第１０号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。高粱市農業員会会議規則第１８条の規定により、前崎委員の除斥を求めます。 （前崎委員退席） 事務局、１番について説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和４年６月２０日、２、利用権の設定を受ける者は４名、３、利用権の設定をする者は７名、４、利用権の設定をする件数は６件、５、利用権設定面積は４５，０１３㎡となっています。６で各筆明細です。
議 長	－ 議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の１番の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、１番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番について採決をとります。１番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番について決定しました。 前崎委員の除斥を解きます。
議 長 三宅書記	（前崎委員着席） 事務局、２番から６番について一括で説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の２番から６番の内容を一括で朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、２番から６番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。２番から６番について一括で採決をとります。２番から６番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２番から６番について決定しました。
以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高粱市農業委員会第３回総会を閉会します。 令和４年６月１０日 会 長 土 岐 康 夫 １４番 小 林 三十二 １５番 中 家 泰 雄	